

元気発進! 子どもプラン

第3次計画

北九州市次世代育成行動計画
北九州市子ども・子育て支援事業計画

— 令和2~6年度 —



元気発進! 子どもプラン

第3次計画

令和元年11月策定【概要版】

北九州市子ども家庭局子ども家庭部総務企画課
〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号 TEL 093-582-2280

元気発進! 子どもプラン
(第3次計画)の全文は
ホームページにてご覧
いただけます。



1. 元気発進! 子どもプラン(第3次計画)について
2. 北九州市次世代育成行動計画について
3. 北九州市子ども・子育て支援事業計画について
4. パブリックコメントについて
5. 子どもの成長や子育てを、オール北九州で応援していきます!

元気発進!子どもプラン (第3次計画)について

元気発進!子どもプラン(第3次計画)とは

元気発進!子どもプラン(第3次計画)とは、北九州市の子どもの健全育成や子育て支援の基本的方向および具体的な取り組みを示す、令和2年度から5年間の総合計画です。

この計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく「北九州市次世代育成行動計画」と、子ども・子育て支援法に基づく「北九州市子ども・子育て支援事業計画」から成り立っています。

計画の策定にあたって

本市の子育て家庭の現状や市民ニーズを把握するため、17,000件の子育て家庭等を対象にした市民アンケート調査(平成30年12月)やパブリックコメント(令和元年9~10月)を実施しました。また、子育て当事者や子育て支援関係者、有識者などからなる「北九州市子ども・子育て会議」での議論を踏まえ、市民の目線に立ち、これまでの取り組みをより充実・発展させる計画となるよう努めました。

計画期間

令和2年度から令和6年度まで(5年間)

計画の対象

子どもを中心とした、すべての市民



計画の推進方法

①推進体制

子ども家庭局が中心となり、教育委員会など関係部局と連携し、計画的かつ効果・効率的に計画を推進します。

②PDCAサイクル

各施策の成果がどの程度上がっていきのかについて点検・評価を行い、計画のさらなる推進につなげていきます。点検・評価は、施策ごとに成果指標を、また、施策を推進する主な取り組みについてもそれぞれ数値目標等を設定し、達成状況を確認します。

③行財政改革の視点

子ども目線に立った組織横断的な視点での事業の再構築など、より効率的かつ効果的な事業実施に取り組んでいきます。

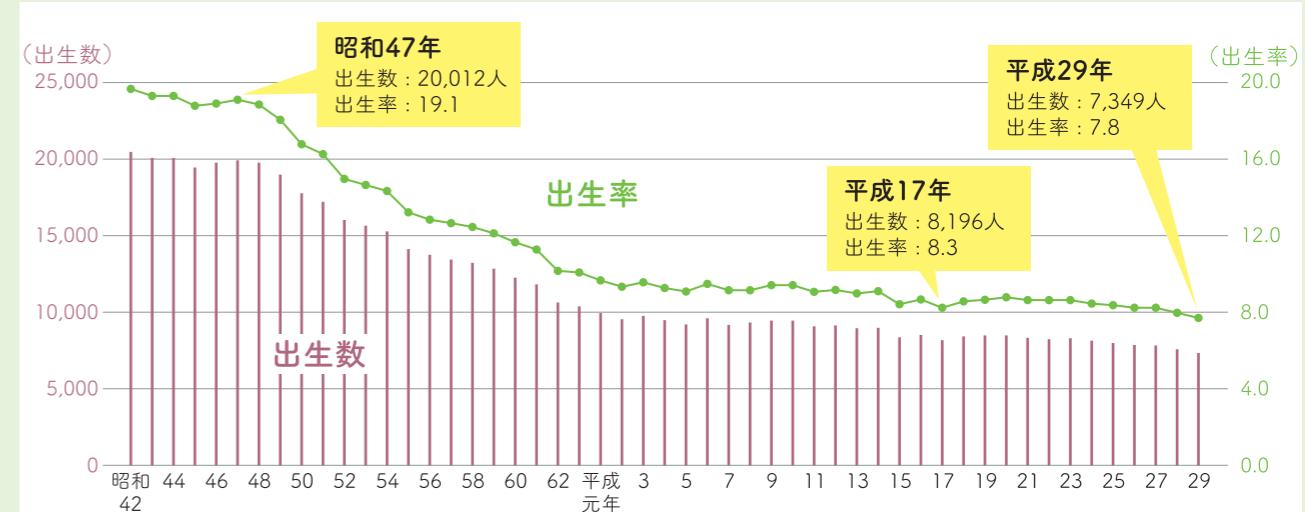
参考：北九州市の子どもと家庭の現状

北九州市の出生数等の推移

北九州市の出生数・出生率(人口1,000人あたりの出生数の割合)は、減少傾向にあります。市全体の人口も、減少傾向にあり、令和元年には940,141人となりました。

合計特殊出生率※は、平成29年は1.60で、全国平均1.43を上回っていますが、出産したときの母親の平均年齢が上昇する晩産化の傾向が見られます。また、初婚年齢も高年齢化の傾向にあり、晩婚化が進んでいます。

※合計特殊出生率：1人の女性が生涯に産むことが見込まれる子どもの数を示す指標。年齢ごとに区分された女性人口に対する出生数の比率を年齢別出生率といい、合計特殊出生率は15~49歳の年齢別出生率の合計。



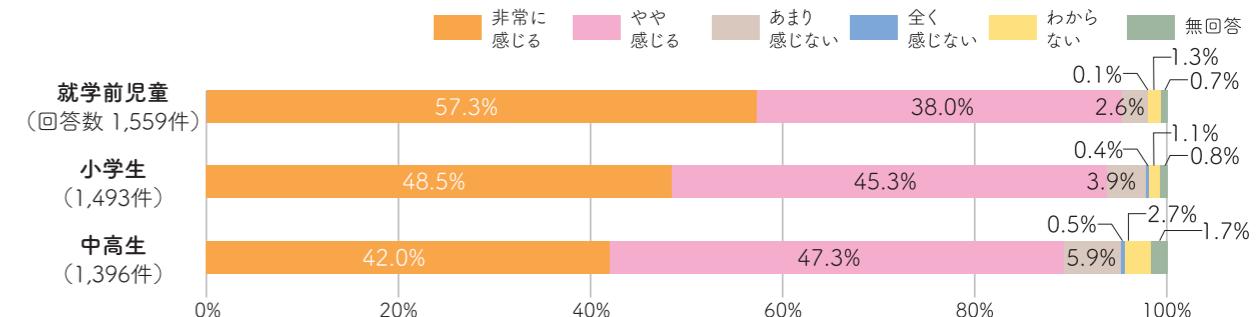
子育てをしていて楽しいと感じている保護者の割合と子育てに関する悩みや不安を感じている保護者の割合

子育てをしていて楽しいと感じている保護者の割合※は、就学前児童95.3%、小学生93.8%、中学・高校生89.3%となっています。

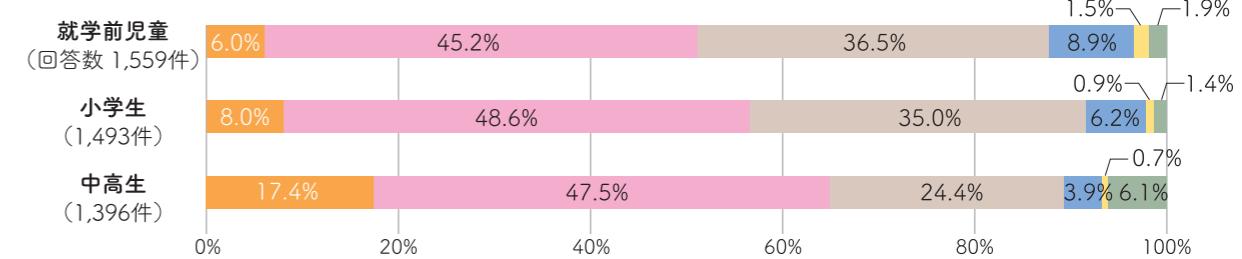
一方で、子育てへの悩みや不安を感じている保護者の割合※は、就学前児童51.2%、小学生56.6%、中学・高校生64.9%となっています。その内容は、子どもへの接し方や教育、発達に関すること、経済的な負担などです。

※「非常に感じる」と「やや感じる」の合計

子育てをしていて楽しいと感じている保護者の割合



子育てに関する悩みや不安を感じている保護者の割合



北九州市次世代育成 行動計画について

基本理念

子どもたちの未来を育み、みんなの笑顔があふれるまち北九州

～「子育て日本一を実感できるまち」の実現を目指して～

未来

子どもたちが夢や希望を持ち続け、あきらめることなく目指す道を歩んでいけるよう応援します。

笑顔

子どもの笑顔は、家庭、地域をはじめ、子どもに関わるすべての人を笑顔にします。子どもの成長と子育てを「オール北九州」で応援し、「みんなの笑顔があふれるまち」の創造に取り組んでいきます。

計画の4つの視点

1 子どもが主体であり、子どもの権利を大切にする視点

子どもは自ら育つ主体です。また、子どもの権利^{*}を擁護し、子どもの利益を最大限に尊重します。

2 すべての子どもと家庭を支える視点

すべての子どもと子育て家庭を支援します。特に、社会的養護が必要な子ども、児童虐待、障害のある子どもや発達の気になる子ども、ひとり親家庭など、配慮を要する子どもや家庭をしっかりと支えます。

3 子どもの成長と子育てを切れ目なく支える視点

子どもは、乳幼児期、学童期、青年期と段階を経て成長し、さらには次の親世代になっていくため、長期的な視野に立ちながら切れ目なく支えていきます。子育てを行う親についても、子どもの成長段階に合わせ、切れ目なく支援していきます。

4 地域社会全体で見守り支える視点

子育ての第一義的責任は保護者にありますが、子育ては次代の担い手を育成する営みでもあることから、地域社会全体（家庭、地域、学校、企業、行政）が力を合わせて、子どもと子育て家庭を支えていきます。

子どもの権利

基本的人権が子どもに保障されるべきことを国際的に定めた条約として、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」があります。1989年、国連総会で採択され、1994年日本も批准しました。

条約では、大きく分けて以下の4つの権利をうたっています。

- 1. 生きる権利
- 2. 育つ権利
- 3. 守られる権利
- 4. 参加する権利

計画の5つの目標と15の施策

目標1

安心して子どもを生み育てられるまちをつくる

子どもを安心して生み育てることができるよう、産前産後を切れ目なく支援するとともに、親子の心と体が健康でいられる環境づくりを目指します。

施策

- 1 母子保健の充実
- 2 母子医療体制の維持・強化



目標2

子どもや若者が健やかに成長するまちをつくる

子どもたちが健やかに成長することができるよう、子ども一人一人の発達段階・状況に合わせて、必要な環境整備や支援に取り組みます。

施策

- 3 乳児・幼児期の教育や保育の充実
- 4 放課後児童の健全育成
- 5 地域における子どもの居場所づくり
- 6 こころの教育、体験・学習機会の充実
- 7 青少年の非行防止や自立・立ち直りの支援



目標3

配慮を要する子どもや家庭をしっかりと支えるまちをつくる

すべての子どもとその家庭をとり残すことなく支援することができるよう、養育困難、虐待、障害、ひとり親、経済的困難などの子どもやその家庭に、その状況に配慮した支援を行います。

施策

- 8 社会的養護が必要な子どもへの支援
- 9 児童虐待への対応（北九州市子どもを虐待から守る条例の推進）
- 10 障害のある子どもや発達の気になる子どもへの支援
- 11 ひとり親家庭等への支援



目標4

子育ての喜び・楽しさを得られるまちをつくる

子育てが楽しく、魅力あるものになるよう、相談支援体制の充実や家庭の教育力の向上、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進などに取り組み、子育て中の家庭を支えます。

施策

- 12 子育てを応援する体制づくり
- 13 家庭の育児力・教育力の向上
- 14 子育てと仕事との両立に向けた環境づくり

目標5

子どもが安全安心に暮らせるまちをつくる

子どもやその家庭が、日々の生活を安心して過ごすことができるよう、子どもの視点に立った安全・安心なまちづくりを進めます。

施策

- 15 子どもの安全を守る環境整備

子どもたちの未来を育み、みんなの笑顔があふれるまち北九州

「子育て日本一を実感できるまち」の実現を目指して

視点

- ① 子どもが主体であり、子どもの成長と子育てを切れ目なく支える
- ② 地域社会全体で見守り支える
- ③ 子どもの成長と子育てを大切にする
- ④ 子どもを生み育てられるまちをつくる

目標 1 安心して子どもを生み育てられるまちをつくる

- (1) 母子保健の充実 → ①安心して妊娠・出産できる仕組みづくり ②乳幼児の健やかな発育・発達への支援 ③養育支援の必要な家庭に対する支援の充実
 (2) 母子医療体制の維持・強化 → ①周産期医療・小児救急医療体制等の維持・確保 ②子どもの感染症予防の推進

目標 2 子どもや若者が健やかに成長するまちをつくる

- (3) 乳児・幼児期の教育や保育の充実 → ①教育・保育の質の向上と量の確保 ②幼稚園、保育所等における多様なニーズに対応した保育の充実等と小学校の連携の充実 ④幼稚園、保育所等における子育て支援の充実
 (4) 放課後児童の健全育成 → ①放課後児童クラブの環境整備 ②放課後児童クラブの魅力の維持・向上
 (5) 地域における子どもの居場所づくり → ①子どもの遊び環境の充実 ②地域団体、NPOとの協働等による子どもが主役の居場所づくり
 (6) こころの教育、体験・学習機会の充実 → ①学校等におけるこころの教育の推進 ②体験活動等を通じた学びの機会の提供・充実 ③児童文化科学館の移転新設(新科学館の整備)
 (7) 青少年の非行防止や自立・立ち直りの支援 → ①非行を防止するための取り組みの推進 ②非行からの立ち直りを支える取り組みの推進 ③いじめや長期欠席(不登校)へのきめ細やかな対応 ④若者の自立を支援する環境づくり

目標 3 配慮を要する子どもや家庭をしっかりと支えるまちをつくる

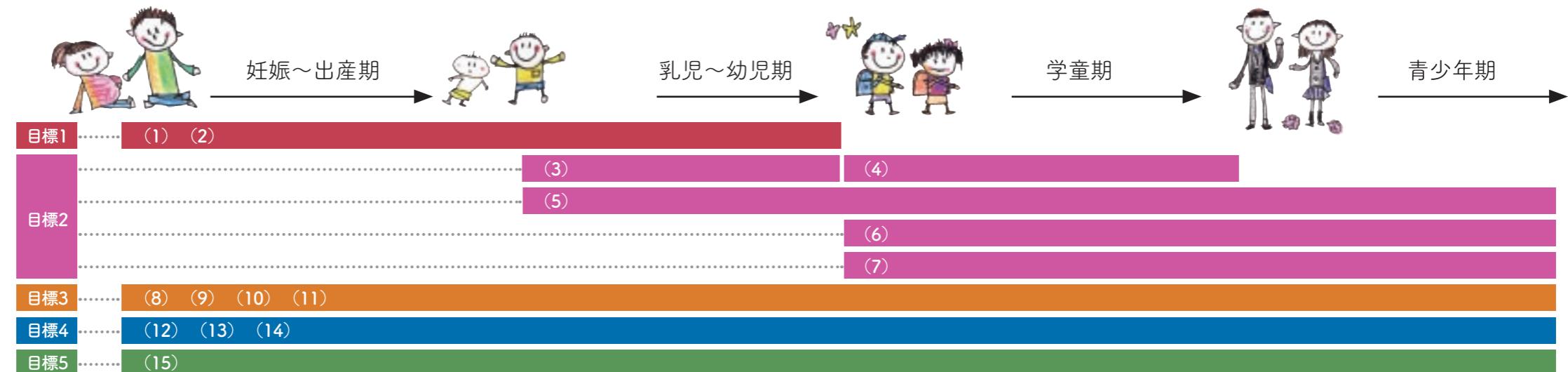
- (8) 社会的養護が必要な子どもへの支援 → ①里親やファミリーホーム、特別養子縁組の普及促進 ②児童養護施設における生活環境整備の促進や家庭支援機能の強化
 (9) 児童虐待への対応(北九州市子どもを虐待から守る条例の推進) → ③一時保護中や里親委託・施設入所中の子どもの権利擁護の取り組み
 (10) 障害のある子どもや発達の気になる子どもへの支援 → ①児童虐待の未然防止 ②児童虐待の早期発見・早期対応・相談・支援の強化
 (11) ひとり親家庭等への支援 → ①心身の発達が気になる子どもの早期発見と相談・支援体制の強化 ②障害のある子どもの受け入れ体制の強化
 → ①ひとり親家庭の生活の安定と向上 ②子どもの貧困対策

目標 4 子育ての喜び・楽しさを得られるまちをつくる

- (12) 子育てを応援する体制づくり → ①地域における子育て支援の環境づくり ②子育てを支える人材の育成・活用 ③子育て家庭への経済的支援
 (13) 家庭の育児力・教育力の向上 → ④市民が利用しやすい相談体制 ⑤子育てに関する情報が届く仕組みづくり、PRの強化 ⑥外国人市民の子ども・保護者への支援
 (14) 子育てと仕事との両立に向けた環境づくり → ①子どもの健全育成の基礎となる家庭の育児力・教育力の向上 ②基本的生活習慣の定着や食育の推進
 → ①事業者等との共同による仕事と生活の調和の推進 ②男性の家事・育児への参画促進 ③結婚・妊娠・出産を希望する方への支援

目標 5 子どもが安全安心に暮らせるまちをつくる

- (15) 子どもの安全を守る環境整備 → ①子育てにやさしい都市・住環境の整備 ②安全・安心を実感できる防犯・防災のまちづくり



計画とSDGs

「SDGs(エスディージーズ)」(持続可能な開発目標)は、2015年9月の国連サミットで、全会一致で採択された、持続可能な世界を実現するための2030年までの世界の開発目標です。

「地球上の誰一人として取り残さない」ことをスローガンに17のゴールを掲げ、開発途上国のみならず、先進国も取り組むこととされています。

本計画の取り組みは、SDGsの17のゴールのいずれかにつながります。

SDGsのゴールの達成に向け、本計画の取り組みを推進します。

目標	施策	関連する主なゴール
1 安心して子どもを生み育てられるまちをつくる	1 母子保健の充実	
	2 母子医療体制の維持・強化	
2 子どもや若者が健やかに成長するまちをつくる	3 乳児・幼児期の教育や保育の充実	
	4 放課後児童の健全育成	
	5 地域における子どもの居場所づくり	
	6 こころの教育・体験・学習機会の充実	
	7 青少年の非行防止や自立・立ち直りの支援	
	8 社会的養護が必要な子どもへの支援	
	9 児童虐待への対応 (北九州市子どもを虐待から守る条例の推進)	
3 配慮を要する子どもや家庭をしっかりと支えるまちをつくる	10 障害のある子どもや発達の気になる子どもへの支援	
	11 ひとり親家庭等への支援	
	12 子育てを応援する体制づくり	
	13 家庭の育児力・教育力の向上	
4 子育ての喜び・楽しさを得られるまちをつくる	14 子育てと仕事との両立に向けた環境づくり	
	15 子どもの安全を守る環境整備	
5 子どもが安全安心に暮らせるまちをつくる		

各施策の内容

目標 1 安心して子どもを生み育てられるまちをつくる

施策 1 母子保健の充実 ～安心して生み育てる～



現状・課題

- 子育ての出発点である妊娠・出産の時期や産後間もない時期を安心して過ごせるよう支援することが、親の成長を促し、これから始まる子育ての生活に良い影響を与えることにつながります。
- 核家族化や地域での人間関係の希薄化、晚婚化・晚産化など社会情勢が大きく変化する中、誰の支援も受けずに育児をしている親も増えており、子育て家庭の負担が大きくなっています。
- 産後の心身ともに不安定な時期に、赤ちゃんの泣きや授乳のタイミングに戸惑い、これでいいのかと不安になる家庭もあり、こういった家庭の支援は重要です。



方向性と主な取り組み

- 妊娠初期から出産・子育て期において、子育て世代包括支援センターと関係機関が協働して、支援の必要な家庭を早期に発見し、情報やサービスの提供・支援等を行うことにより、妊産婦とその夫(パートナー)が、安心して出産・育児ができる切れ目ない支援の仕組みをつくっていきます。
- 母子の健康の保持増進を図るために母子健康診査や保健指導等の実施、また、思春期の心と体の発達を理解し、自他の心と体を大切にできるよう思春期健康教育などの取り組みを充実していきます。

①安心して妊娠・出産できる仕組みづくり

- 母子健康診査
- 両親学級等の実施
- 拡**妊娠・出産等に関する相談支援事業
- こんにちは赤ちゃん!小児科訪問(ペリネイタルビジット)事業
- 新**産後ケア体制の充実
- 思春期健康教育



②乳幼児の健やかな発育・発達への支援

- 生後4か月までの乳児家庭全戸訪問事業
- 育児教室等の実施

③養育支援の必要な家庭に対する支援の充実

- 養育支援訪問事業
- 新**多胎児支援の充実

※**新**とは新規、**拡**とは拡充のことです。

成果指標(主なもの)

妊婦健診受診率



生後4か月までの乳児家庭訪問の割合



子どもの健診受診率
(4か月、1歳6か月、3歳児)



施策2 母子医療体制の維持・強化 ～しっかり見守る親子の健康～



現状・課題

- 本市では、「周産期」の医療について、4つの基幹病院で、リスクの高い分娩や高度な治療が必要な新生児に対する専門的医療を提供するとともに、正常分娩を担当する病院・診療所が連携・役割分担しながら、優れた医療体制を構築しています。
さらには、市立八幡病院内の「小児救急・小児総合医療センター」をはじめとする24時間365日対応の小児救急医療体制により、軽症から重症患者まで、総合的小児救急医療を提供しています。
- 今後、出生数の減少に伴って、分娩を担当する病院や診療所が減少していくことが予想されます。
また、働き方改革など医師の負担軽減の必要性などに伴って、現在の24時間365日対応の救急医療体制にも、支障が生じる可能性もあります。
- 子どもを対象とした予防接種の接種者数、接種率は、高い水準で推移していますが、一定程度の未接種者が存在しています。



方向性と主な取り組み

- 引き続き、これまでの小児救急医療体制を維持していくよう、医療機関との連携を強めていきます。
- 予防接種については、これまでの高い接種率の水準を維持しつつ、さらなる接種奨励を強化していきます。

①周産期医療・小児救急医療体制等の維持・確保

- 周産期医療体制の維持・確保
- 小児救急医療体制の維持・確保

②子どもの感染症予防の推進

- 予防接種事業

成果指標

周産期医療、
小児救急医療体制の維持

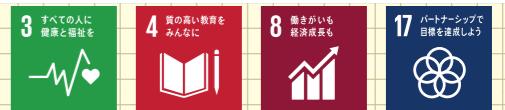


予防接種率
(麻しん・風しん予防接種の接種率)



目標2 子どもや若者が健やかに成長するまちをつくる

施策3 乳児・幼児期の教育や保育の充実 ～生きる力で育つ、育てる、育ちあう～



現状・課題

- 乳児・幼児期の教育や保育は、子どもの健全な心身の発達を図りつつ、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。各現場では、「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」等(以下、要領・指針等)に示された「育みたい資質・能力」「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」等を踏まえ、その充実に取り組んでいます。
これからも、すべての子どもが質の高い教育や保育を受けられるよう、質の向上や量の確保などの環境整備に取り組んでいくことが必要です。
- 保育所の待機児童数は、年度当初0人を維持していますが、年度途中からは、地域や年齢によって入所が困難になるケースも発生しています。



方向性と主な取り組み

- 要領・指針等を踏まえ、乳児・幼児の育ちを確実に支えるとともに、幼稚園教諭・保育士の専門性の向上を図る研修や第三者評価等の実施により、教育や保育の質の維持・向上を図っていきます。
- 引き続き、保育士の確保などに取り組むことで、待機児童の継続的な解消に向けた環境整備を図っていきます。
- 幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図る「保幼小連携」の取り組みに、引き続き重点を置いていきます。
- 家庭の多様なニーズに対応した保育の充実に取り組むとともに、様々な預かり制度があることを広く周知していきます。

①教育・保育の質の向上と量の確保

- 保育所運営事業
- 保育士・保育所支援センターの運営
- 予備保育士雇用費補助事業
- 新保育士宿舎借り上げ支援事業
- 幼児教育の振興
- 認定こども園の運営支援
- 直営保育所の機能強化と民営化
- 幼稚園・保育所等における研修内容の充実

②幼稚園、保育所等における多様なニーズに対応した保育の充実

- 延長保育事業、休日保育事業
- 一時保育事業、幼稚園における一時預かり事業
- 病児保育事業

③幼稚園、保育所等と小学校の連携の充実

- 幼稚園、保育所等と小学校の連携(保幼小連携)

④幼稚園、保育所等における子育て支援の充実

- 拡保育カウンセラー事業
- 幼稚園における子育て支援機能の充実
- 親子通園事業

成果指標 (主なもの)

幼稚園・保育所に対する満足度
(施設・環境、教育・保育の内容)



保育所待機児童数
(4月・10月)

0人

保幼小連携事業を
実施する保育所、幼稚園、
小学校の割合



施策4 放課後児童の健全育成 ～みんなで「ただいま！」元気いっぱい、放課後児童クラブ～

現状・課題

- 本市では、平成20年度から、放課後の児童の安全な居場所を確保することを目的に、学齢・共働き等の理由に関係なく、希望するすべての児童を受け入れる、いわゆる「全児童化」を全国に先駆けて実施しています。
- 放課後児童クラブを運営するにあたっては、児童が安全に安心して過ごすことができる生活の場と、遊びなどの活動拠点が備わる快適な空間を提供することが必要となります。アンケート*によると、保護者の満足度は65%前後となっています。
- 全クラブで18時30分以降までの開所を実現しており、19時までの開所数も全クラブの40%になるなど、利用時間は拡大しています。
- 放課後児童クラブは、運営主体ごとに、地域の特色を活かした魅力ある運営を行っていますが、利用児童が増加している現状を踏まえ、運営主体に対する継続した支援が必要です。

*「元気発進！子どもプラン（第2次計画）」成果指標（平成27～30年度）



方向性と主な取り組み

- 「全児童化」の方針を継続していくとともに、より快適な施設環境を提供する観点から、引き続き必要な環境整備に取り組んでいきます。
- 時代のニーズを的確に把握しつつ、児童の生活リズムにも配慮したクラブの適切な利用時間について、検討を続けます。
- 子どもの社会性の習得や発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるよう、研修の実施やアドバイザーの派遣等を行い、クラブの運営をサポートするなど、今後とも運営体制の強化や質の向上に取り組んでいきます。

①放課後児童クラブの環境整備

- 放課後児童クラブ「全児童化」の実施
- 放課後児童クラブにおける児童受入のための環境整備
- 放課後児童クラブの利用内容の充実

②放課後児童クラブの魅力の維持・向上

- 放課後児童クラブの質の向上

成果指標

放課後児童クラブの利用を希望する児童の受け入れ

100%

放課後児童クラブに対する満足度
(施設・環境、開所日・開所時間)



運営内容に関する自己評価実施
クラブ率



施策5 地域における子どもの居場所づくり ～笑顔になれる、ぼくとわたしの快適空間～

現状・課題

- 少子化が進み、地域との関わりが薄れる現在、子どもがありのままの自分を表現し、安心して過ごすことができる場所、社会性を育むことのできる場所をつくることの重要性が増しています。
- 子どもの居場所は、子どもが「気軽に」「いつでも」「だれでも」立ち寄ることのできる場所であることが必要です。また、大人の一方的な思いにならないよう、子どもを中心に据えて取り組むことが必要です。
- 子どもの居場所には、大学生や高齢者など、子どもの成長を促す、多世代との交流の場づくりが必要です。
- 地域の子どもの居場所となる「子ども食堂」の取り組みは、市内で急速に広がりをみせています。



方向性と主な取り組み

- 子どもにとって生活の主要な部分を占める遊びや社会体験、多世代の様々な人と交流できる、子どもに開かれた「居場所づくり」を進めます。その際、子どもがその場を自分の場所にしていくという主体的な営みが形成されるよう留意しながら取り組みます。
- 全ての子どもが、自然と足を向けることのできる、楽しく魅力ある居場所を、地域の中に多く生み出せるよう、地域団体やNPO等とも協働し、取り組んでいきます。
- 将来的には、虐待を含め、気になる子どもや家庭を必要な支援につなぐプラットフォームとして機能することを目指します。

①子どもの遊び環境の充実

- 子どもの館・子育てふれあい交流プラザの運営
- 児童館の運営
- 地域に役立つ公園づくり事業

②地域団体、NPOとの協働等による子どもが主役の居場所づくり

- 子ども食堂開設支援事業
- 外遊び環境の充実（プレイパークの開催支援など）
- 新子どもが主体的に遊べる環境づくりの検討

成果指標

子どもの遊び場や公園に対する満足度



子育て支援施設（子どもの館、子育てふれあい交流プラザ、児童館）の満足度



市内における子ども食堂の開設数



施策6 こころの教育、体験・学習機会の充実 ～ハートが育ついろんな学び～

現状・課題

- 都市化や少子化が進む中、地域社会において育むべき社会性が育ちにくくなっています。また、地域や家庭、社会環境が変化するにつれて、多様な人間関係の中で、育つ体験が少なくなっています。子どもの主体性や社会性、自己肯定感を育み、成長を促すための、効果的な取り組みを実施していくことが必要です。
- 本市は、学校教育の中で、体験活動の推進及びその成果を最大にするための学習の場を数多く設けています。また、青少年ボランティアステーションにおけるボランティア体験活動の推進や、青少年施設などを活用した自然体験、スポーツ・文化・科学の体験事業など、多種多様な体験活動の機会を提供しています。
- 幼児及び児童生徒に対して、科学の振興を図ることを目的として建設された児童文化科学館は、建築後約50年経過するなど、老朽化等の問題が深刻化しています。



方向性と主な取り組み

- 子どもの社会性を育む重要な役割を担ってきた地域社会の代わりとなる場づくりや、子どもへの働きかけを行っていきます。
- 子どもが活動の中心（主体）となって、自ら課題や問題に取り組み、それらを達成・克服していく機会を数多く用意するとともに、子どもを温かく支え見守る「応援者」を増やす取り組みを進めます。
- 老朽化した児童文化科学館は「東田地区」に移転新設し、移転後は「ものづくりのまち」に相応しい科学館として、北九州市の未来を担う人材を育成していくとともに、地元企業と連携を図りながら、本市ならではの特色のある科学館として、さらなる賑わいを創出します。

①学校等におけるこころの教育の推進

- ◎ 心の教育推進事業
- ◎ 新子どもの権利の周知・啓発

②体験活動等を通じた学びの機会の提供・充実

- ◎ 青少年の家、ユースステーション、こども文化会館の運営
- ◎ 青少年ボランティアステーション推進事業

③児童文化科学館の移転新設（新科学館の整備）

- ◎ 新新科学館整備事業



成果指標

人の役に立つ人間に
なりたいと思うと
回答した児童生徒の
割合



自分にはよいところが
あると回答した
児童生徒の割合



新科学館の入館者数



施策7 青少年の非行防止や自立・立ち直りの支援 ～これからの自分を見据えた次への一歩～

現状・課題

- 本市では、青少年を被害者にも加害者にもさせないため、関係機関や青少年関係団体などからなる「北九州市『青少年の非行を生まない地域づくり』推進本部」を設置し、非行防止対策に取り組んできました。この結果、「非行者率」は年々減少傾向にあるものの、全国数値と比較すると、未だに高い水準にあります。
- 既に非行に走ってしまった青少年の自立のためには、彼らが定職に就き社会の一員として受け入れられることが重要であり、引き続き就職先を提供してくれる雇用主の協力を求めていくことが必要です。
- いじめや長期欠席（不登校）は、児童生徒の居場所を奪うことにつながる極めて深刻な問題であり、一つ一つの事案に対し、きめ細やかな対応が求められます。
- 若者の自立支援については、関係機関と連携しながら、きめ細かく取り組んでおり、就労や就学に至る件数も増えつつあります。



方向性と主な取り組み

- 非行化の傾向にある少年に対しては、再犯防止の観点から、早期の立ち直り支援や、協力雇用主の活動をより一層支援していきます。
- 学校においては、教員やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の専門スタッフ、関係機関等が密接に連携しながら、児童生徒が悩みを相談しやすい環境づくり、問題の早期発見・早期対応を図っていきます。
- スマートフォンの適切な使用やメディア上の有害環境の危険性について、より効果的な啓発に取り組みます。
- 「子ども・若者応援センター『YELL』」をはじめとする若者の自立支援の取り組みについて、さらなる周知を図り、若者を総合的にサポートする環境づくりを行います。



①非行を防止するための取り組みの推進

- ◎ 「北九州市『青少年の非行を生まない地域づくり』推進本部」の運営
- ◎ ネットトラブル等防止及びスマートフォンの適正利用の推進
- ◎ 薬物の乱用防止に向けた広報・啓発

②非行からの立ち直りを支える取り組みの推進

- ◎ 拡協力雇用主と連携した就労支援
- ◎ 非行少年の立ち直り支援

③いじめや長期欠席（不登校）へのきめ細やかな対応

- ◎ いじめ対策の充実、長期欠席（不登校）対策の充実
- ◎ 拡スクールソーシャルワーカー活用事業
- ◎ 拡不登校状態の子どもに寄り添った次への一歩応援事業

④若者の自立を支援する環境づくり

- ◎ 子ども・若者応援センター『YELL』の運営
- ◎ ひきこもり地域支援センター「すてっぷ」の運営

成果指標（主なもの）

非行者率



いじめの解消率



「YELL」来所相談者の
就業等実績



目標3

配慮を要する子どもや家庭をしっかりと支えるまちをつくる

施策8 社会的養護が必要な子どもへの支援 ～温かく子どもを包む生活の場～

現状・課題



- 本市では、里親等（里親及びファミリーホーム）への委託の推進や児童養護施設の小規模化等を進め、家庭的養護の推進を図ってきました。
- 現在、里親等への委託率は、平成31年度（令和元年度）の目標値20%を概ね達成していますが、さらなる充実が望まれます。また、児童養護施設等では、自閉症やアスペルガー症候群などの発達障害のある子どもや、虐待を受けた子どもなどの処遇の難しい子どもを受け入れる例が多く、子どもたちのための受入体制の強化に向けて、職員の資質向上や人材育成を図っていく必要があります。
- 平成29年に国が策定した「新しい社会的養育ビジョン」では、「家庭養育優先原則」の徹底と「子どもの最善の利益」の実現を目指すことが示されています。

方向性と主な取り組み



- 國の方針に則り、家庭における養育の支援を重視しつつ、それが困難な場合には、里親等への委託を進めます。また、地域小規模児童養護施設等の「できる限り良好な家庭的環境」で養育が実施できるよう、必要な措置を講じます。
- 子ども一人ひとりの特性等に応じて養育していくためには、多様な選択肢を確保し、十分な受け皿を整えていく必要があります。児童養護施設等と里親等が相互に機能するよう、「北九州市児童養護施設協議会」や「北九州市里親会」といったネットワーク等と効果的に連携していきます。
- 子ども総合センターと関係部署との連携を深め、「子ども家庭総合支援拠点」などのソーシャルワーカー体制の構築と支援メニューの充実を図っていきます。さらに、一時保護中の子どもの権利擁護の取り組み、施設等を退所した児童の自立支援にも取り組んでいきます。

①里親やファミリーホーム、特別養子縁組の普及促進

- ◎ ファミリーホームの運営 ◎ 拡大里親制度・特別養子縁組の推進

②児童養護施設における生活環境整備の促進や家庭支援機能の強化

- ◎ 地域小規模児童養護施設の設置 ◎ 新施設職員の専門性及び資質の向上
- ◎ 社会的養護自立支援事業（生活相談の実施等）



③一時保護中や里親委託・施設入所中の子どもの権利擁護の取り組み

- ◎ 拡大子どもの権利に関する説明及び意見聴取の実施 ◎ 新児童養護施設の子どもの権利擁護
- ◎ 新一時保護所第三者評価の実施

成果指標（主なもの）

要保護児童数に対する
里親・ファミリーホーム
委託率

29.4%

地域小規模児童
養護施設の
実施箇所数



児童養護施設等の
退所者に対する
生活相談により生活・
就業状況が改善した件数



施策9

児童虐待への対応（北九州市子どもを虐待から守る条例の推進） ～子どもの命と育ちを守る～



現状・課題

- 本市の児童虐待相談対応件数は年々増加しています。これは本市の目指す「早期発見・早期対応」の取り組みが進捗しているためと考えられます。全国で子どもの命を脅かすような重篤な事案が頻繁に報道されており、本市においても子どもを虐待から守るために取り組みをさらに推進していく必要があります。
- 平成31年4月1日に施行された「北九州市子どもを虐待から守る条例」では、市、市民、保護者、関係機関等及び事業者の責務を定めるとともに、子どもを虐待から守るための施策の基本的事項を定めています。



方向性と主な取り組み

- 児童虐待の発生を初期の段階で予防することが重要であり、妊娠初期から出産・子育て期における様々な相談支援の取り組みを、児童虐待防止の観点で改めて捉え直し、各家庭に対する伴走支援を強めていきます。
- 児童虐待の早期発見・早期対応に向け、児童虐待防止医療ネットワークの整備などにより、警察や病院等の関係機関との連携を強化するとともに、子ども総合センターと各区の子ども・家庭相談コーナーが緊急性や重篤度に応じて役割を分担し、迅速かつ適切に対応していきます。
- 子ども総合センターにおいては、法令の配置基準等を踏まえ、児童福祉司や児童心理司、弁護士等の専門職を引き続き適切に配置するとともに、職員に必要な研修を受講させること等により、専門性の向上を図っていきます。
- 「北九州市子どもを虐待から守る条例」を踏まえ、条例の周知を図るとともに、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応に必要な施策を講じていきます。

①児童虐待の未然防止

- ◎ 育児支援家庭訪問事業 ◎ 乳幼児健康診査未受診者フォローアップ事業
- ◎ 新「北九州市子どもを虐待から守る条例」の市民への周知



②児童虐待の早期発見・早期対応・相談・支援の強化

- ◎ 子ども総合センターの運営
- ◎ 拡大児童虐待の早期発見・迅速かつ適切な対応および児童への支援のための連携強化
- ◎ 新子ども・家庭相談コーナーにおける児童虐待通告対応強化事業

成果指標（主なもの）

成果指標（主なもの）

乳幼児健康診査
未受診者
フォローアップ率



「北九州市子どもを
虐待から守る条例」
の内容についての
認知度



児童虐待による
死亡事案の発生件数

0件

施策 10 障害のある子どもや発達の気になる子どもへの支援 ～特性を理解し寄り添う～

現状・課題

- 障害のある子どもへの支援については、総合療育センター、発達障害者支援センターなど専門機関の整備が進み、支援体制の充実が図られています。障害児保育や特別支援教育など、障害のある子どもの通園・通学環境も、同様にその充実が図られているところです。
- 一方で、障害等に気づかず必要な支援が遅れるケースや、障害の特性を保護者が理解できなかったり、専門機関に行くことへの抵抗感を抱いたりするケースが多くあります。保護者が子どもの障害の可能性に気づいてから、診断までの間に抱く不安感を軽減することや精神的なケアを行うことが非常に重要と考えられます。



方向性と主な取り組み

- 心身の発達が気になる子どもの子育て支援に関する必要な情報を提供し、支援が必要な家庭に適切なサービスを確実に届けられるよう取り組みを進めます。すべての子どもが早期に医師などの専門家の診断を受け、必要な支援を受けられるような仕組みについても検討を行っていきます。
- 障害のある子どもの支援にあたっては、障害の種別・程度等に応じて、一人ひとりのニーズに応じた細やかな対応を行うことが必要です。障害のある子どもが地域社会の中で、健やかに成長することができるよう、保健・医療・福祉・教育等の関係機関が密に連携しながら、乳幼児期からの一貫した支援に取り組んでいきます。

①心身の発達が気になる子どもの早期発見と相談・支援体制の強化

- ◎ わいわい子育て相談 ◎ 総合療育センターの機能を生かした支援
- ◎ 新発達障害児早期支援システム研究事業

②障害のある子どもの受け入れ体制の強化

- ◎ 障害児保育の充実、私立幼稚園特別支援教育助成事業 ◎ 親子通園事業
- ◎ 特別支援教育を行う場の整備 ◎ 障害児通所支援の機能強化
- ◎ 放課後等デイサービスの充実



施策 11 ひとり親家庭等への支援 ～ひとり親家庭等をしっかりサポート～

現状・課題

- ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で抱えており、仕事と子育ての両立の難しさ、非正規雇用の増加などの影響を顕著に受け、厳しい状況にある家庭が多くあります。
- 収入が低い家庭など親の世代の貧困(相対的貧困)が子どもの教育格差を生み、次の世代の貧困につながる「貧困の連鎖」の問題が指摘され、その対応が必要とされています。経済的・社会的・精神的困難などが複雑に絡み合っていることが多いといわれる貧困世帯への支援を行うにあたっては、子ども及びその家庭が抱える問題をしっかり把握し、取り組むことが重要です。



方向性と主な取り組み

- 経済的な悩みに加え、子育てや健康、住宅など多岐にわたる悩みを抱えるひとり親家庭に対する総合的な支援に取り組んでいきます。ひとり親家庭を適切な支援につなげるため、母子・父子福祉センターや、各区役所の子ども・家庭相談コーナー等の支援窓口の認知度の向上など、様々な支援制度や施設の情報をいつでも簡単に入手できる環境づくりにも力を入れていきます。
- 子どもの現在及び将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困(相対的貧困)が世代を超えて連鎖することのないよう、教育や生活、就労の支援、経済的支援など必要な環境整備を総合的に進めます。
- 子どもの居場所づくりや学習支援、母子保健、児童虐待防止など、すべての子ども及びその家庭を対象にした施策と効果的に融合することで、各家庭の自立支援をさらに充実させていきます。

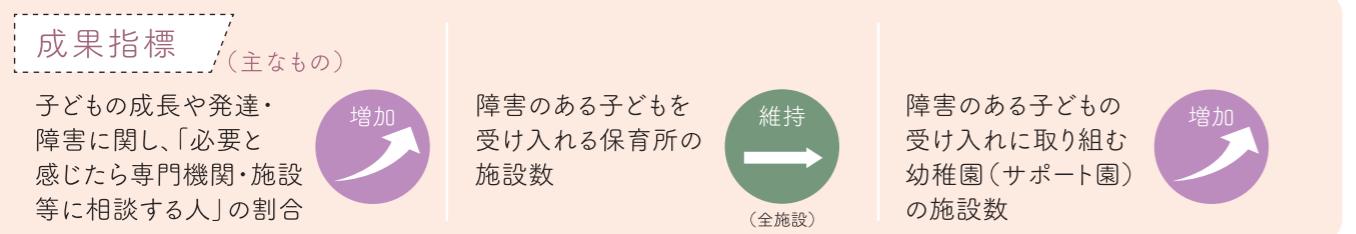
①ひとり親家庭の生活の安定と向上

- ◎ 母子・父子福祉センター事業 ◎ 児童扶養手当
- ◎ ひとり親家庭自立支援給付金事業 ◎ 拡ひとり親家庭施策の周知
- ◎ ひとり親家庭面会交流支援事業



②子どもの貧困対策

- ◎ 生活困窮者自立支援事業 ◎ 子どもの学習支援
- ◎ 児童生徒・学生に対する就学の機会均等を図るために経済的支援



子育ての喜び・楽しさを得られるまちをつくる

子育てを応援する体制づくり ～笑顔あふれる子育て環境～



現状・課題

- 子育てを支えてくれる人・相談できる人がいない保護者が、一定割合存在しており、孤立化が心配されます。不安や悩みを抱えながらも、いきいきと子育てすることができるよう、各種相談窓口の充実が必要です。
- また、地域での人のつながりなど、家族や友人のように顔の見える関係で、気軽に心を開いて相談できる人・場所がどこにでもあるような環境をつくっていくことや、必要なサービスに確実にアクセスできるよう、様々な媒体を活用した広報に努めることも必要です。
- 本市に居住する外国人の増加に伴い、言葉や文化の違いから、子育てに不安や悩みを持つ外国人家庭が増えることも想定されます。



方向性と主な取り組み

- 親子が気軽に集い交流する場の提供や、地域で活動する育児サークルへの支援などを通じて、地域社会全体で子育てを支える取り組みを進めていきます。
- 多様化する相談内容に対応するため、相談員の専門性・スキル向上のための研修の充実を図ります。また、シニア世代の子育て支援活動への参画をさらに活性化させ、地域の支援体制を強化しつつ、こうした人材の活躍の場を拡げていきます。
- 子育ての悩みや不安の解消につながる情報を、いつでもどこでも手軽に入手できるよう、最新の情報技術の活用も検討しながら、保護者の生活様式に合わせた情報発信について、その提供する内容も含め、工夫を凝らしていきます。
- 外国人の子どもやその家庭にも同様の支援が確実に届けられるよう、配慮を行っていきます。

①地域における子育て支援の環境づくり

- 赤ちゃんの駅登録事業
- 親子ふれあいルームの充実
- 育児サークル・フリースペース活動への支援

②子育てを支える人材の育成・活用

- 子育てサポーターの育成
- ほっと子育てふれあい事業
- 新シニア世代による子ども・子育て支援活動の促進

③子育て家庭への経済的支援

- 児童手当
- 新幼児教育の無償化
- 子ども医療費支給事業

④市民が利用しやすい相談体制

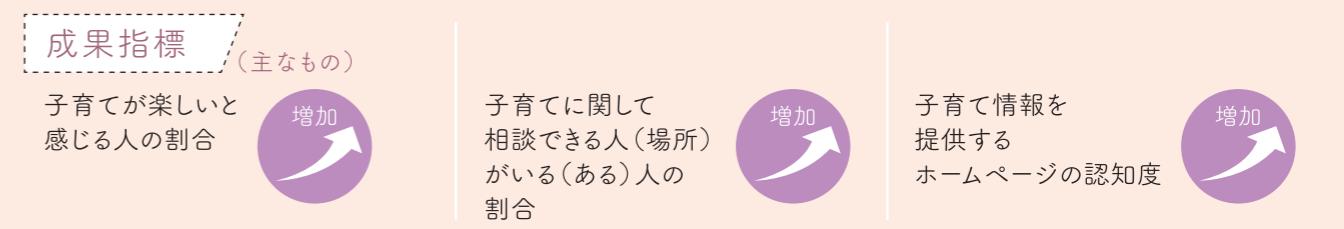
- 子ども・家庭相談コーナー運営事業
- 子育て支援総合コーディネーター事業

⑤子育てに関する情報が届く仕組みづくり、PRの強化

- 拡子育てに関する情報発信の充実・強化
- 市内外に向けた「子育てしやすいまち北九州」のPR
- 保育サービスコンシェルジュ事業

⑥外国人市民の子ども・保護者への支援

- 外国人市民の妊娠婦や保護者への支援
- 外国人児童生徒への学習支援体制の充実



施策 13 家庭の育児力・教育力の向上 ～親としての成長をバックアップ～



現状・課題

- 教育の原点であり、出発点でもある家庭は、子どもが基本的な生活習慣を身につけ、規範意識、思いやり、社会的ルール等を学び、心身ともに健やかに育つための重要な役割を担っています。
- 子育てに関して悩んでいること・気になることとして高い割合を占めているのは、「子どもを叱りすぎているような気がする」、「子どものテレビやメディアとの接し方について」、「子どもの教育について」、「病気や発育・発達について」などとなっています*。
- 家庭の育児力・教育力を高めていくためには、各家庭が必要としている子育てに関する知識、スキルなどニーズを的確に把握することが必要です。

*子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査(平成30年度)



方向性と主な取り組み

- 保護者の悩みや不安を解消するため、これまで実施してきた保護者向けの学習機会の提供や情報発信については、育児ノウハウに関するものやメディアリテラシーに関するものなど、保護者が「今知りたい、学びたい」と感じている内容などをうまく盛り込むよう心がけます。
- また、提供方法については、共働き世帯の増加など今の社会情勢に適合したやり方にも修正していくことを検討するとともに、子どもの立場に立った家庭生活のあり方について、保護者一人ひとりに考える機会を提供できるよう努めます。

①子どもの健全育成の基礎となる家庭の育児力・教育力の向上

- ◎ 家庭・地域への啓発事業 ◎ 子どもの読書活動の推進
- ◎ はじめての絵本事業



成果指標 (主なもの)

朝食を「ほぼ毎日」食べる
子どもの割合



親子の会話の頻度



子どもに絵本の読み聞かせをする頻度



施策 14 子育てと仕事との両立に向けた環境づくり ～子どもも仕事も大事に生活～



現状・課題

- 「仕事と生活の調和が取れていると思う人の割合」は、年々増加していますが、全体の5割程度にとどまっています*1。子育て世代が、子どもと向き合う時間を十分取れるよう、長時間労働を解消するとともに、子どもの病気など、生活上必要なときに休める職場環境づくりを進めることができます。
- 家事・育児をやっている父親は8～9割と高くなっています*1が、「母親と同じくらいやっているか」という視点で見ると、さらなる改善の余地があると考えられます。
- 配偶者のいない人の約7割は「結婚したい」と考えています。また、出産に関しては、8割が赤ちゃんが誕生することに喜びを感じていますが、「不妊について不安や心配がある」人が約2割、「なかなか子どもができない場合、不妊治療を受けたい」と考えている人が4割を越えています*2。

*1 「元気発進!子どもプラン(第2次計画)」成果指標(平成27～30年度)

*2 子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査(平成30年度)



方向性と主な取り組み

- 「ワーク・ライフ・バランス」「イクボス」等の取り組みを進め、企業に対する効果的な働きかけや広報活動を行っていきます。
- 男性の家事・育児などへの参画を促進するための取り組み、環境づくりを推進します。
- 結婚や出産は、個人の考え方や価値観に関わる問題ではありますが、職場環境を含めて、結婚したい人、出産したい人が、その希望をかなえられる仕組みづくり、社会づくりを進めます。

①事業者等との共同による仕事と生活の調和の推進

- ◎ 北九州市女性活躍・ワークライフバランス推進協議会の運営
- ◎ 企業や地域等でのワーク・ライフ・バランスの取り組み支援



②男性の家事・育児への参画促進

- ◎ 男性の家事・育児参画促進 ◎ 男2代の子育て講座

③結婚・妊娠・出産を希望する方への支援

- ◎ 結婚を希望する若者への支援
- ◎ 不妊に悩む方への特定治療支援事業及び不妊等専門相談



成果指標 (主なもの)

仕事と生活の調和が
取れていると思う人の
割合



主に子育てをして
いるのが
「父母ともに」と回答
した人の割合



特定不妊治療の
助成制度を
知っている人の割合



目標5

子どもが安全安心に暮らせるまちをつくる

施策15 子どもの安全を守る環境整備 ～子どもにやさしいまちづくり～

現状・課題

- 安心して暮らすこと、安全に活動できることは、子育てしやすいまちづくりを進めるうえで、欠くことのできない重要な要素であるとともに、他の施策を支える基盤となるものです。
- 子どもの安全対策を進めるにあたっては、通学路を含めた道路環境や公園など公共スペースの安全対策に力を入れていくことが求められています。
- 災害時、大人でさえ自分で手一杯になってしまいがちな状況の中、子どもたちが抱える不安の大きさは想像に難くありません。災害時の子どもやその家族に対する支援の充実が必要です。



方向性と主な取り組み

- 犯罪や交通事故などから子どもを守るために、引き続き道路や防犯灯などのハード面の整備を行っていくとともに、地域の見守りなどの人材の確保に取り組み、関係団体・機関と連携しながら、継続して安全・安心な環境づくりを進めていきます。
- 子育て世帯に良質な住宅を提供し、市内全体で子どもを生み育てやすい環境づくりを進めます。
- 災害が発生したときでも、妊娠中の女性等を含め、子どもたちやその家族が安全な住環境・生活環境の中で安心して過ごすことができるよう、支援体制の整備を進め、充実を図っていきます。

①子育てにやさしい都市・住環境の整備

- 安全で歩行者等にもやさしい道路整備
- 新子育て世帯を対象とする家賃割引制度等(市住宅供給公社)
- 住むなら北九州 定住・移住推進の取り組み

②安全・安心を実感できる防犯・防災のまちづくり

- 明るく安全なまちづくり街灯整備事業
- 未就学児の安全・安心対策
- 通学路の安全対策
- 新妊娠婦・乳児避難所の設置



成果指標 (主なもの)

市民が感じる治安状況
(体感治安)



子どもと外出時に
安心と感じる割合



交通事故発生件数
(暦年)



北九州市子ども・子育て支援事業計画について

子ども・子育て支援事業計画とは

北九州市子ども・子育て支援事業計画とは、子ども・子育て支援法第61条に基づき、国が示す基本方針に即して、5年を1期として定める計画です。

計画の構成は、大きく分けて、

①乳児・幼児期の教育や保育の推進

②地域における子ども・子育て支援の推進

となっています。

それぞれの具体的な取り組みについて、過去の実績等から見込んだ今後5年間の「量の見込み」と、それを充足するための「確保の方策」などを掲載しています。

①乳児・幼児期の教育や保育の推進

待機児童の継続的な解消を図ります。

◎量の見込みと確保の方策【市全域】

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み(a)	31,732	31,338	30,796	30,409	30,098
確保の方策(b)	教育・保育施設等 (幼稚園、認定こども園、保育所)	33,031	33,160	33,318	33,469
	地域型保育事業 (家庭的保育、小規模保育など)	1,000	1,000	1,000	1,000
(b) - (a)	2,299	2,822	3,522	4,060	4,543

②地域における子ども・子育て支援の推進

地域における子育て支援を充実するため、「妊婦健康診査」「親子ふれあいルーム」「一時預かり」「病児保育」「ほっと子育てふれあい事業」「放課後児童クラブ」などの事業を計画的に実施していきます。

4 パブリックコメントについて

「元気発進!子どもプラン(第3次計画)」のパブリックコメント(意見公募手続)では、たくさんのご意見をいただき、ありがとうございました。
ご意見と、それに対する市の考え方は、ホームページでご覧いただけます。



子どもの成長や子育てを、 オール北九州で応援していきます！

北九州市では、市民のみなさんと協力しながら、途切れることなく、子どもの健全育成や子育て支援の充実に取り組んできました。その結果、本市は、「子育てしやすいまち」として、全国的にも高く評価されるようになりました。



充実の保育環境でお預かりします！

- ・9年連続*待機児童ゼロを達成！(年度当初)
- ・1人の保育士が1歳児5人を見る手厚い保育
- ・保育サービスコンシェルジュが丁寧に対応
- ・親子通園で、悩みも解消！

*令和元年度時点

放課後児童クラブは、希望する小学生がみんな行ける「全児童化」を実施！

病児保育は市内をカバー！

24時間365日対応の小児救急医療体制で安心！

周産期(出産前後)のケアが充実♪

悩みに応じた相談体制できめ細やかな対応！

子どもが楽しく遊べる子育て支援施設が充実♪

まちのいたるところに赤ちゃんの駅！

地域の居場所「子ども食堂」増えています！

取り組みの成果
(主なもの)

これからも、「子どもたちの未来を育み、みんなの笑顔があふれるまち」の実現に向けて力を入れていきます。

地域での子育て支援に子育てサポーターが活躍中！

歩きやすい道路整備や通学路の見守りで安全・安心なまちづくり！

身近な場所に、親子ふれあいルームやたくさんの育児サークル・フリースペース♪

仕事と子育ての両立に向けた環境づくりを進めています！

